

京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の
上限変更認可申請に関する審議（３回目）

１．日 時

令和７年１月９日（木） １１：４０～１１：５５

２．場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

３．出席者

＜委 員＞

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

＜国土交通省＞

事案処理職員：運輸審議会審議室 波々伯部、高崎、藤澤、増田、藤間

４．議事概要

- 事案処理職員から、令和６年１２月１２日（木）の第１回審議において、本件に係る公聴会を開催することを職権で決定していたものの、当該決定を踏まえて公述の申出を受け付けた結果、申請者を除き、公述の申出がなかった旨の説明を聴取した。
- これを踏まえて委員間相互で討議を行った結果、公聴会の開催を中止するとともに、京阪電気鉄道株式会社の事業規模等を勘案し、運賃改定の必要性・考え方、投資計画、需要見通しの考え方等について調査するため、同社から意見聴取を実施することを決定した。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第７条の２の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。